

昭和三十一年政令第百九十七号

倉庫業法施行令

内閣は、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第二条第二項、第二十六条及び附則第六条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 倉庫業法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める保管は、次に掲げるものとする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十号その他の法令の規定による保護預り

二 特定の物品を製造若しくは加工した後に他人に譲渡する営業又は特定の物品を他人から預かり、当該特定の物品について洗濯、修理その他の役務（保管を除く。）を提供する営業を営む者が、当該営業の後に当該営業に付随して自ら行う当該特定の物品の保管

三 手荷物、衣類その他の人が通常外出時に携帯する範囲内の物品の保管であつて、当該人の外出中にその携帯を解いて寄託が行われるもの

四 他人の使用する自転車、自動車その他これらに準ずる物品の保管

五 第二条 次に掲げる国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が行う。

一 法第五条第三項、第七条第一項、第七条第二項において準用する法第五条及び第六条、第十五条の十第二項に規定する権限

二 第七条第三項及び第四項、第三章並びに第二项において準用する法第五条及び第六条、第十五条の十第二項に規定する権限

二 前号に掲げる権限以外の法（第二十七条第一項を除く。）に規定する権限で、その使用者の倉庫の有効面積（国土交通省令で定める種類の倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通省令で定めるところにより換算して得られた面積）の合計が国土交通省令で定める面積に満たない倉庫業に関するもの

三 法第十八条第一項又は第二項に規定する国土交通大臣の権限について前項の規定を適用する場合においては、同項第二号の倉庫業、譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により倉庫業の全部若しくは一部を承継する法人が営むことなる倉庫業とする。

3 法第二十七条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。

附 則

（経過措置）

1 この政令は、法施行の日（昭和三十一年十二月一日）から施行する。

2 倉庫業法施行令（昭和二十五年政令第二百十ニ号）は、廃止する。

3 この政令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

○六号）附 則（昭和四五年五月一〇日政令第一二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

○六号）附 則（昭和四五年九月一八日政令第二七八号）

この政令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

○六号）附 則（昭和五六年三月二七日政令第四二号）

（施行期日）

1 この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。（経過措置）

2 改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの政令のみなす。

3 改正法の施行前に新潟海運局長に対してもした申請、届出その他の行為（以下「申請等」といいう。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定により新潟海運監理部長に対してもした申請等とみなす。

北海海運局長	東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長	東北運輸局長	東北運輸局長	新潟運輸局長	東北運輸局長
北海海運局長	東北運輸局長	東北運輸局長	東北運輸局長	東北運輸局長	新潟運輸局長	東北運輸局長
近畿海運局長	近畿海運局長	近畿海運局長	近畿海運局長	近畿海運局長	近畿海運局長	近畿海運局長
中国海運局長	中国海運局長	中国海運局長	中国海運局長	中国海運局長	中国海運局長	中国海運局長
四国海運局長	四国海運局長	四国海運局長	四国海運局長	四国海運局長	四国海運局長	四国海運局長
九州海運局長	九州海運局長	九州海運局長	九州海運局長	九州海運局長	九州海運局長	九州海運局長
神戸海運局長	神戸海運局長	神戸海運局長	神戸海運局長	神戸海運局長	神戸海運局長	神戸海運局長
札幌陸運局長	札幌陸運局長	札幌陸運局長	札幌陸運局長	札幌陸運局長	札幌陸運局長	札幌陸運局長
仙台陸運局長	仙台陸運局長	仙台陸運局長	仙台陸運局長	仙台陸運局長	仙台陸運局長	仙台陸運局長
東京陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長
新潟陸運局長	新潟陸運局長	新潟陸運局長	新潟陸運局長	新潟陸運局長	新潟陸運局長	新潟陸運局長
名古屋陸運局長	名古屋陸運局長	名古屋陸運局長	名古屋陸運局長	名古屋陸運局長	名古屋陸運局長	名古屋陸運局長
福岡陸運局長	福岡陸運局長	福岡陸運局長	福岡陸運局長	福岡陸運局長	福岡陸運局長	福岡陸運局長
大阪陸運局長	大阪陸運局長	大阪陸運局長	大阪陸運局長	大阪陸運局長	大阪陸運局長	大阪陸運局長
高松陸運局長	高松陸運局長	高松陸運局長	高松陸運局長	高松陸運局長	高松陸運局長	高松陸運局長
広島陸運局長	広島陸運局長	広島陸運局長	広島陸運局長	広島陸運局長	広島陸運局長	広島陸運局長

附 則（平成一三年一二月九日政令第四一〇号）

この政令は、倉庫業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

○六号）附 則（平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄

この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

○六号）附 則（平成一二年一二月二七日政令第五五四号）

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五九年六月六日政令第一七六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 附 則（昭和三十六年九月一一日政令第三二七号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日）	附 則（平成一二年六月七日政令第三二七号）
（施行期日）	附 則（平成一二年一二月二七日政令第五五四号）

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。